

ご案内

ご利用下さい

講師派遣制度

会員以外に広く参加を呼びかけ、公開して実施する学習会・講演会に講師を派遣します。

定期的な団体を指導している講師や団体の会員が講師になる場合、及び政治・宗教・営利活動を目的とした内容は対象になりません。

対象団体 次のく全てに該当する団体 市内で継続的に活動

固定資産税の縦覧及び課税台帳の閲覧がはじまりました

平成17年度課税分の縦覧及び課税台帳の閲覧を、4月1日から次のとおり実施します。詳細については、それぞれの問い合わせ先へ確認して下さい。

縦覧及び課税台帳(名寄帳)閲覧制度

縦覧制度は、自己の土地や家屋に対する固定資産税評価額が適正であるかどうかを判断する資料として、他の土地や家屋の固定資産税評価額(税額の記載はありません)が記載された土地・家屋価格等縦覧帳簿を納税者(土地・家屋に課税されている方)の縦覧に供するものです。

また、課税台帳の閲覧は、納税義務者の方が固定資産課税台帳のうち、自己の資産に対する課税内容を具体的に確認するための制度です。町田市においては納税義務者単位で課税台帳の内容をまとめ、土地・家屋名寄帳を閲覧に供します。

縦覧・閲覧ができる方及び必要書類

1 納税者、同居の親族及び納

し、市の補助金を受けていない会員15人以上でその70%以上が市内在住、在勤、在学、団体の代表者または事務取扱者が市内在住対象事業、団体が自ら企画し、広く市民に参加を呼びかける学習会・講演会等で2006年3月31日までに市内で実施するもの 申込期限 2006年2月28日 申請には団体の会則・会員名簿が必要で、事業実施の30日前までに申請して下さい。派遣定数を満たした時点で終了します。 申請書の配布と受付は社会教育課(森野分庁舎1階、☎724・2181)で行います。

木造住宅耐震診断・耐震改修及び住宅改修助成を 行います

災害に強いまちづくり推進のため、耐震診断・耐震改修及び住宅改修に要した経費の一部を助成します。 対象住宅 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された2階建て以下の戸建て住宅 対象者 助成対象住宅を所有する市民で、既に納期の経過した市税を完納している方

耐震診断

助成金の交付額 耐震診断に要した経費に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とします。 耐震改修 助成対象 町田市木造住宅耐震診断助成金交付要綱に基づく耐震診断の結果、総合評価が1・0未満と診断されたもの、耐震改修を実施したことにより、事後の耐震診断の総合評価が1・0以上になると判断できること 助成金の交付額 耐震改修に要した経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とします。

住宅改修助成

対象住宅 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された2階建て以下の戸建て住宅 対象者 助成対象住宅を所有する市民で、既に納期の経過した市税を完納している方

縦覧・閲覧方法

縦覧・閲覧場所は、資産課税(市役所本庁舎6階) 縦覧・閲覧時間 午前8時30分〜午後5時 縦覧・閲覧手数料 縦覧及び縦覧期間内の平成17年度課税台帳の閲覧は無料です。 縦覧・閲覧手数料 縦覧及び縦覧期間内の平成17年度課税台帳の閲覧は無料です。 縦覧・閲覧手数料 縦覧及び縦覧期間内の平成17年度課税台帳の閲覧は無料です。

縦覧・閲覧の手続き

縦覧・閲覧の手続きは、自己の土地や家屋に対する固定資産税評価額に不服がある納税者の方は、4月1日から納税通知書を受けた後60日以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査申し出ができます。

縦覧期間

縦覧期間 4月1日〜5月31日、祝日を除く

耐震診断

助成金の交付額 耐震診断に要した経費に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とします。 耐震改修 助成対象 町田市木造住宅耐震診断助成金交付要綱に基づく耐震診断の結果、総合評価が1・0未満と診断されたもの、耐震改修を実施したことにより、事後の耐震診断の総合評価が1・0以上になると判断できること 助成金の交付額 耐震改修に要した経費に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を限度とします。

住宅改修助成

対象住宅 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された2階建て以下の戸建て住宅 対象者 助成対象住宅を所有する市民で、既に納期の経過した市税を完納している方

縦覧・閲覧方法

縦覧・閲覧場所は、資産課税(市役所本庁舎6階) 縦覧・閲覧時間 午前8時30分〜午後5時 縦覧・閲覧手数料 縦覧及び縦覧期間内の平成17年度課税台帳の閲覧は無料です。 縦覧・閲覧手数料 縦覧及び縦覧期間内の平成17年度課税台帳の閲覧は無料です。

縦覧・閲覧の手続き

縦覧・閲覧の手続きは、自己の土地や家屋に対する固定資産税評価額に不服がある納税者の方は、4月1日から納税通知書を受けた後60日以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査申し出ができます。

縦覧期間

縦覧期間 4月1日以降(土・日曜日、祝日を除く) 問総務課 ☎724・2506

対象住宅

自己の居住の用に供する専用部分で戸建て住宅と分譲マンション 対象者 助成対象住宅を所有する市民で、既に納期の経過した市税を完納している方

助成対象工事

屋根を葺き替える等の耐久性向上改修工事 段差解消等の加齢対応型住宅改修工事 親子等直系親族の二世帯が住むために居室・トイレ等を設置する二世帯住宅改修工事 化学物質を使用しない内装材への張り替えや断熱材使用による省エネルギー化の環境共生住宅改修工事(助成対象工事の詳細は、建設部住宅課に相談して下さい)

助成対象となる改修工事費

消費税を含まない40万円以上 助成金の交付額 住宅改修に要した経費に100分の5を乗じて得た額とし、10万円を限度とします。 申し込み前に、事前相談を行っています。 申し込みは、改修工事の着手前に行ってください。着手または完了後の申し込みはできませんので、ご注意ください。

受付場所

住宅課(中町第二庁舎1階) 問住宅課 ☎724・1130

下水道用地占用料

4月1日現在で、下水道用地を占有している方に、占有料の納入通知書を送付しています。 納入通知書に記載されている市指定の金融機関で4月28日までに占有料を納入して下さい。 問下水道部下水道総務課 ☎720・1811

道路・水路等の管理者について

地方分権一括法の施行により、

町田市民ホール事業 休館日 第1・3月曜日(祝日のときはその翌日) 受付時間 午前8時30分〜午後5時 ※6歳以上のお子さんから入場できます。

2005年日・EU 市民交流年「参加行事」 日本・チエコ 交流記念コンサート

日本・チエコ友好協会の招きにより、多くの音楽祭が行われることと知られる首都ブラハ周辺都市の市長が来日し、町田市を訪問します。今回の訪問は、町田市における音楽活動が高い評価を受け、日本とチエコ(EU)の国際交流の一環として実現したものです。これを記念し町田フィルハーモニー交響楽団員による歓迎コンサートを開催します。 日時 5月17日(火)午後0時30分開演 会場 町田市民フォーラム3階ホール(定員188人)



町田市民ホール 4月後半の催し物

Table with columns: 期日, 時間, 催し物, 入場料, 主催, 問い合わせ(☎). Rows include: 第31回コール・アベリア定期演奏会, 内海ろ之扇 舞踊の会, サイ・イエングアン&神田将 チャリティコンサート, まちだ全国バレエコンクール シニア・高校生の部予選、決戦、表彰式, まちだ全国バレエコンクール 小学生・中学生の部 予選, まちだ全国バレエコンクール 中学生の部 予選 小学生・中学生の部、決戦、表彰式, 千住真理子 ヴァイオリン・コンサート, 祭りだ! あらぐさ2005 民族歌舞団荒馬座「大地の鼓動」, 町田市民謡協会演奏大会

ここに掲載した催し物は、一般市民の入場可能な催し物(政治団体、宗教団体等が主催するものを除く)です。定員になり次第入場をお断りします。内容等は変更する場合があります。4月の休館日は4日、18日です。

いわゆる赤道・水路等の国有財産が、平成16年度までに国から町田市への譲与が完了しました。 現況の機能等が廃滅しており市が譲与を受けなかった財産は、平成17年4月以降、一括用途廃止され財務省関東財務局立川出張所の所管となります。 法務局の公図や現況では管理者が明確でないため、市内の赤道・水路等の私下又は境界の立会い等のため、管理者を調査する際は、まず町田市窓口にて確認して下さい。 問道路用地課 ☎724・1150